

## 調停で書類を提出される方へ

大阪家庭裁判所調停係

書面を提出される場合には、以下の点にご留意ください。

### 1 提出書類の種類

あなたの主張、言い分、意見や希望などをまとめた「主張書面」やあなたの主張や言い分を裏付ける「資料」があります。

### 2 提出書類の開示

あなたから提出される「主張書面」や「資料」については、相手が申請手続きをとれば、原則として、相手にお見せしたり（「閲覧」と言います。）、コピーを認める（「謄写」と言います。）こととなります。また、あなたから提出されたコピー（後述）は、原則として調停期日で相手に交付します。提出書類は、相手に閲覧・謄写されることを前提として、作成・提出してください。

### 3 提出書類の作成方法

【主張書面の作成】

- (1) A4サイズ（今お読みいただいている書面のサイズです。）の用紙に横書きし、綴じしろとして左端より3センチメートル程度あけて作成してください。
- (2) 必ず①事件番号（平成〇〇年〇第〇〇〇〇号）、②作成年月日、③提出者の署名（記名）と押印、④裁判所名担当部係を記載してください。
- (3) いずれにも署名（記名）押印した同じ書面2通（裁判所用と相手用）を提出してください。

【資料の作成】

- (1) 原本はお手元で保管してコピー2通（裁判所用と相手用）を提出してください。
- (2) どうしても相手には知られたくない情報が記載されている場合には、その部分を黒塗りするなど、読み取ることができないようにしたコピー2通を提出してください。

### 4 提出方法

調停委員に直接お渡しいただくか、担当書記官宛てに持参・郵送で提出してください。

### 5 その他

- (1) 提出された書類は、調停が不成立となり、審判に移行する事件の場合には、原則として、裁判所による判断の資料となります。但し、相手に対して開示しない主張書面や資料は審判にあたって判断の材料とならないことがあります。
- (2) 家事事件の当事者には、誠実に手続を進行する義務と、裁判所が行う事実調査や証拠調べに協力する義務があります。本書面の注意等をよく読んで理解した上で書類の提出を行ってください。